

\実況中継!\

要点 まとめノート

刑法


はじめての法学、
正当防衛、共犯ほか編

ビジュアルサポート

各Sectionの冒頭には、Sectionの内容に関連する図解を掲載しています。次ページからの実況中継とあわせてお読みください！

Section 1

「裁判」って何？



ビジュアルサポート

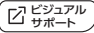
● 民事訴訟と刑事訴訟の違い

| | 民事訴訟 | 刑事訴訟 |
|---------|--------------------------------|--|
| どんな裁判？ | 私人同士のトラブルを解決 | 犯罪を裁く |
| 誰と誰が争う？ | 一般人 vs 一般人 (※会社同士なども含む) | 国(検察官など) vs 罪を犯したと疑われている人 |
| 具体例 | ・「貸したお金を返して！」 ・「ケガの治療代を払え！」 | ・「本当にこの人が犯人なのか？」 ・「有罪なら、どんな罰(拘禁刑など)にするか？」 |

Live
授業を

実況中継！


まるで声が聞こえる？教室のライブ感あふれる解説授業です。法学の用語は難しいものが多いですが、噛み砕いた説明で、語り掛けるように、みなさんの疑問を先回りして解決します！SA頻出ポイントもマスターできます。


 が付いているものは、ビジュアルサポートの図解を参照しながらお読みください！

Section 1

Live
授業を

実況中継！




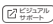


「裁判」って何？

裁判とは、司法機関である裁判所が、法律を適用して、様々なトラブルを解決する手続のことです。

裁判は誰でも受ける権利があり、裁判所が決めたことに納得ができないときはさらに上級の裁判所に訴え、原則として3回まで同じ事件について裁判を受けられます。これを「三審制」といいます。



裁判は、大きく分けて「民事訴訟」と「刑事訴訟」がある 

民事訴訟とは、私人同士のトラブルを裁く裁判です。例えば、「貸

○×クイズで確認しよう!

ビジュアルサポートや実況中継で得た知識を一問一答で確認しましょう! インプットとアウトプットを細かく繰り返すことで、試験で使える確かな知識が定着します。

Section 1

○×クイズで確認しよう!

- (1) 裁判は誰でも受ける権利があり、原則、3回まで同じ事件を争うことができる。
- (2) 民事訴訟は、個人間の争いにつき、裁判で決着をつけるものである。
- (3) 公訴提起(起訴)された者は「被疑者」、その前段階で逮捕等された犯人と思料される者を「被告人」という。
- (4) 刑事訴訟では、「疑わしきは被告人の利益に」というルールがあるため、検察官は証拠によって被告人の犯罪事実を立証しなければならない。
- (5) 裁判員裁判は、国民が刑事訴訟に参加する制度であり、裁判所が決めたものを除き、全ての刑事事件が対象となる。

解答

- (1) ○ 裁判に不服がある場合は、上級の裁判所に訴えることができ、3回まで争えることを「三審制」といいます。
- (2) ○ 貸金返還請求、慰謝料請求などが民事訴訟に当たり、誰でも当事者になり得ます。
- (3) × 「被疑者」と「被告人」が逆です。
- (4) ○ 刑事訴訟では、無罪推定が働くため、証拠によって事実を認定する責任(立証責任)を検察官が負います。
- (5) × 裁判員裁判の対象となる事件は、殺人、強盗致死、現住建造物等放火罪等の重大な犯罪に限られています。



＼実況中継！／

要点まとめノート

刑法

はじめての法学、正当防衛、共犯ほか編

Contents

| | | |
|-----------------|-------------------------|----|
| Section1 | 「裁判」って何?..... | 7 |
| Section2 | 法律ってどう読むの?..... | 11 |
| Section3 | 「又は」と「若しくは」の違いって何?..... | 15 |
| Section4 | 法の「解釈」「適用」って何?..... | 19 |
| Section5 | 刑法の基本 OS..... | 23 |
| Section6 | 不作為犯..... | 27 |
| Section7 | 違法性阻却事由..... | 31 |



| | | |
|------------------|-----------------|----|
| Section8 | 有責性(責任能力) | 35 |
| Section9 | 故意・過失 | 39 |
| Section10 | 錯誤 | 43 |
| Section11 | 未遂 | 47 |
| Section12 | 共同正犯 | 51 |
| Section13 | 共犯と錯誤／離脱 | 55 |
| Section14 | 教唆犯と幫助犯 | 59 |

「裁判」って何？



ビジュアルサポート

● 民事訴訟と刑事訴訟の違い

| | 民事訴訟 | 刑事訴訟 |
|---------|--------------------------------|--|
| どんな裁判？ | 私人同士のトラブルを解決 | 犯罪を裁く |
| 誰と誰が争う？ | 一般人 vs 一般人 (※会社同士なども含む) | 国(検察官など) vs 罪を犯したと疑われている人 |
| 具体例 | ・「貸したお金を返して！」 ・「ケガの治療代を払え！」 | ・「本当にこの人が犯人なのか？」 ・「有罪なら、どんな罰(拘禁刑など)にするか？」 |

● 刑事訴訟のルール

| | ルール | 説明 |
|--------|--------------|--|
| 訴えられる前 | 被疑者 | 裁判にかけられていない段階の人 |
| 訴えられた後 | 被告人 | 刑事裁判にかけられた人 |
| 裁判のルール | 疑わしきは被告人の利益に | 検察官が確実に犯罪を証明するまでは、全ての人は「無罪」として扱われます。 |
| | 証拠による事実認定 | 証拠だけで事実を判断します。疑わしい方法(違法な方法など)で集めた証拠は使えません。 |

実況中継!



「裁判」って何?

裁判とは、司法機関である裁判所が、法律を適用して、様々なトラブルを解決する手続のことです。

裁判は誰でも受ける権利があり、裁判所が決めたことに納得ができないときはさらに上級の裁判所に訴え、原則として3回まで同じ事件について裁判を受けられます。これを「三審制」といいます。

裁判は、大きく分けて
「民事訴訟」と「刑事訴訟」がある

民事訴訟とは、私人同士のトラブルを裁く裁判です。例えば、「貸したお金を返せ!」、「お前のせいでケガしたんだから、治療代を払え!」などといったものがあります。

他方で、刑事訴訟とは、罪を犯したと思われる人について、その人が本当に犯人なのか、犯人だとしてどんなことをしたのか、どんな罪を科すことが相当なのかといったことを裁く裁判のことです。

裁判には、様々なルールがあり、これを定めているものが、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」です。

刑事訴訟法のルール
「疑わしきは被告人の利益に」

刑事訴訟では、訴えられた人を「被告人」と呼びます。よくニュース等では「容疑者」といった言葉を聞かと思いますが、これは裁判

に訴えられる前の段階の被告人のことで、法律用語では「被疑者」と呼びます。

日本の刑事訴訟法では、「疑わしきは被告人の利益に」といって、全ての被告人は無罪であると推定されます。つまり、検察官が被告人の犯罪を証明しなければ有罪とはならないのです。

刑事訴訟は、証拠のみに基づいて事実を認定します。したがって、証拠を集めるだけでなく、その証拠の正確性（価値）が非常に重要になるため、証拠収集の際には裁判所に疑念ぎねんを抱かせるような方法をとってははいけません。



国民が参加する裁判員制度

裁判員制度は、国民から選ばれた裁判員が刑事訴訟に参加する制度です。裁判員は、審理に参加し、裁判官と対等に議論して、**被告人が有罪か無罪か、有罪ならばどういった刑罰を科すのか**を決めます。

裁判員制度は、国民の参加により、司法への理解と信頼を深め、国民の常識や感覚を裁判に反映させるための制度であり、殺人、強盗致死、現住建造物等放火罪等の重大な犯罪が対象となります。

裁判員では、国民にわかりやすい内容で審理が進められていき、かつ、比較的日子を空けずに裁判が進んでいくため、刑事裁判を初めて傍聴ぼうちようする方にはオススメです。実務で刑事に携わっている方にも、自分たちが収集した証拠等がどのように使われているのか知れるいいチャンスなので、ぜひ活用してください！

○×クイズで確認しよう！

- (1) 裁判は誰でも受ける権利があり、原則、3回まで同じ事件を争うことができる。
- (2) 民事訴訟は、個人間の争いにつき、裁判で決着をつけるものである。
- (3) 公訴提起（起訴）された者は「被疑者」、その前段階で逮捕等された犯人と思料される者を「被告人」という。
- (4) 刑事訴訟では、「疑わしきは被告人の利益に」というルールがあるため、検察官は証拠によって被告人の犯罪事実を立証しなければならない。
- (5) 裁判員裁判は、国民が刑事訴訟に参加する制度であり、裁判所が決めたものを除き、全ての刑事事件が対象となる。

解答

- (1) ○ 裁判に不服がある場合は、上級の裁判所に訴えることができ、3回まで争えることを「三審制」といいます。
- (2) ○ 貸金返還請求、慰謝料請求などが民事訴訟に当たり、誰でも当事者になり得ます。
- (3) × 「被疑者」と「被告人」が逆です。
- (4) ○ 刑事訴訟では、無罪推定が働くため、証拠によって事実を認定する責任（立証責任）を検察官が負います。
- (5) × 裁判員裁判の対象となる事件は、殺人、強盗致死、現住建造物等放火罪等の重大な犯罪に限られています。

刑法の基本 OS



ビジュアルサポート

● 犯罪が成立する 3 つの要件

| | |
|---------|------------------------------------|
| 構成要件該当性 | ある行為が刑法に規定された主体、行為、結果等に当てはまるか否かの判断 |
| 違法性 | 構成要件該当行為が法規範に反している（「悪い」といえるかどうかの判断 |
| 有責性 | 構成要件に該当する違法な行為につき、行為者を非難できるかどうかの判断 |

● 刑の決めり方のプロセス

| | | |
|--------|-----|--|
| 第 1 段階 | 法定刑 | 刑法などの法律に最初から規定されている、ベースとなる刑 |
| 第 2 段階 | 処断刑 | 法定刑に対して、事情を考慮して刑を重くしたり軽くしたりして定められる刑の範囲 |
| 第 3 段階 | 宣告刑 | 処断刑の範囲の中で、最終的に裁判官が量定して実際に言い渡す刑 |

実況中継!



法律なければ犯罪なし、
法律なければ刑罰なし!

刑法は国民の自由を奪う強力なものです。そのため、どんな行為が犯罪になり、どんな刑罰が科されるかは、国民の代表である国会が作った法律で明確に定めておく必要があります。これを「**罪刑法定主義**」といいますよ。



犯罪が成立する 3 要件



犯罪は「**構成要件該当性**」「**違法性**」「**有責性**」の3つがそろって初めて成立します。

1つ目の「構成要件該当性」は、**行為が刑法の条文に当てはまるか**の判断です。2つ目の「違法性」は、その**行為が本当に法律上「悪いこと」と**言えるかの判断です。3つ目の「有責性」は、**行為者に対して「あなたが悪い」と非難できるか**の基準になります。

殺人罪で言えば、人を殺せば構成要件を満たし、当然悪いことなので違法性もあり（例外となる「**違法性阻却事由**」についてはSection07で説明しますね）、特別な事情がなければ非難できるので有責性も満たし、これで犯罪が成立します。

どんな犯罪でも3つの手順で成立を検討するので、パソコンでいうとOS（オペレーションシステム）のようなものです。



刑法の役割

犯罪を犯すと処罰される理由は、法律で守られている利益や価値（人の生命など）を侵害したからです。これを「保護法益」と呼びますよ。



「国内犯」「国外犯」の違い

日本国内での犯罪は国内犯、国外で行われる場合は国外犯です。ちなみに、日本国外の日本の船や飛行機内で起きた犯罪は、国内犯として扱われます（刑法第1条第2項）。



「懲役刑」「禁錮刑」「拘禁刑」の違い

これらは身体の自由を奪う「自由刑」です。令和7年6月に一本化され、「拘禁刑」となりました。この「拘禁刑」は、受刑者一人一人の特性に合わせて、改善更生を行う刑罰です。



「法定刑」「処断刑」「宣告刑」の違い



これらは刑が決まるプロセスです。

法定刑は法律に規定された刑で、^{しよだん}処断刑は法定刑について事情を考慮して重くしたり軽くしたりした刑の範囲です。宣告刑は処断刑の範囲内で裁判官が最終的に言い渡す刑のことです。

○×クイズで確認しよう！

- (1) 罪刑法定主義とは、刑罰法規について、明確に法律で定めなければならないという原則である。
- (2) 構成要件該当性は、ある行為が刑法規定の犯罪に該当するかどうかの判断基準である。
- (3) 単純収賄罪の構成要件は、①主体「公務員」、②客体「賄賂」、③行為「職務に関し、收受し又はその要求若しくは約束をした」に分けられる。
- (4) 刑法は、保護すべき利益を害したから処罰されるとの考えに基づいており、係る利益を「保護法益」という。
- (5) 拘禁刑は、一律な刑務作業を中心として、受刑者の改善更生を図る目的の刑罰である。

解答

- (1) ○ 憲法第31条などでも保障されています。
- (2) ○ 刑法には、主体、行為、客体、結果等が規定されているため、いずれの要件も満たすかどうかをチェックしなければなりません。
- (3) ○ 刑法第197条第1項に規定されています。
- (4) ○ 保護法益は、生命・身体・財産といった個人的法益から、公共安全・文書や通貨への信頼といった社会公共ないし国家作用の法益にまで及びます。
- (5) × 「一律な刑務作業を中心として」は誤りです。拘禁刑は、従来の懲役・禁錮刑と異なり、受刑者の特性に着目した指導・作業を行わせて改善更生を図る刑罰で、令和7年6月1日から一本化されています。